

【事案①】

概 要

市内の医療機関で、市内在住の15歳と13歳の生徒2名に、本来使用することができない武田／モデルナ社製ワクチンを接種する事案が発生しました。なお、2名の生徒については、接種後、発熱等の副反応があったものの1～2日ほどで消失し、現時点では特別な体調異変は認められません。今後も継続して健康観察を行っていきます。

発生状況

令和4年4月4日に医療機関でワクチン接種を実施した際に余剰ワクチンが発生したため、医療機関職員の家族である当該生徒2名に連絡し、受付、問診ののちワクチン接種を実施した。

原 因

2名の生徒へは接種日の4月4日時点ではまだ接種券は届いていなかったが、昨年10月1日に当該医療機関で2回目接種を行い、6カ月以上経過していたため接種を実施した。その後17歳以下の児童にはファイザー社製ワクチンのみ使用可能であることが判明したため、医療機関から市へ間違い接種の連絡があった。

※12～17歳の3回目接種については、令和4年3月25日に予防接種法の改正により2回目接種から6カ月以上経過していれば接種可能となったが、使用するワクチンはファイザー社製ワクチンのみとされている。

※2名の児童へは4月5日に接種券を発送している。

今後の対応

今回の原因は、当該医療機関は一般の12～17歳の3回目接種を実施していないため、使用するワクチンがファイザー社製ワクチンのみであることが院内で周知できていなかったことにあり、今後は12～17歳の生徒へ3回目接種を実施する際は、使用するワクチンの種類に注意するよう要請しました。また、他の医療機関にも再度周知を行います。